

バーゼル におけるファンドの取扱い

金融庁

2006年12月27日

本資料はバーゼル におけるファンドの取扱いのポイントをまとめたものであり、詳細は「新自己資本比率告示(金融庁告示第19号)」及び「バーゼル に関するQ&A」を御参照下さい(何れも金融庁ウェブサイトに掲載)。

バーゼル の枠組み

バーゼル
(現行規制)

- 一律のリスク・ウェイトを適用

事業法人、個人	100%
住宅ローン	50%
銀行(OECD加盟国所在)	20%
政府向け(OECD加盟国)	0%



バーゼル
(平成19年3月末より)

- 金融機関のリスク管理の水準に応じ、3つの選択肢を用意。

標準的手法

- 現行規制を一部修正

基礎的内部格付手法

- デフォルト確率を金融機関が推計

先進的内部格付手法

- デフォルト確率に加え、デフォルト時損失率等も金融機関が推計

標準的手法におけるファンドの取扱い

ファンド内の資産構成を把握(ルックスルー)できる場合

- 現行規制と同様に、ファンド内の個々の資産の信用リスク・アセットを算出し、足し上げ

ファンド内の資産構成を把握することが困難であるが、大枠は把握可能な場合

- 現行規制と同様に、ファンドに含まれ得る資産のうち、最大のリスク・ウェイトを不明部分に適用
 - ソブリン向け債権(AAA～AA-格) = 0%
 - 我が国の政府関係機関向け債権等 = 10%
 - 銀行・事業法人(AAA～AA-格)向け債権等 = 20%
 - 住宅ローン = 35%
 - 銀行・事業法人(A+～A-格)向け債権等 = 50%
 - 銀行・事業法人(BBB+～BB-格)向け債権等 = 100%
 - 90日以上延滞債権(個別引当率20%未満、住宅ローン以外) = 150%
 - 証券化商品(BB+～BB-格:投資家の場合) = 350%
 - 証券化商品(無格付、劣後部分) = 自己資本控除

(例1) ファンド内の個々の資産を把握することはできないものの、証券化商品が含まれていないことが分かっている場合 150%のリスク・ウェイトを不明部分に適用

(例2) ファンド内の個々の資産を把握することはできないものの、証券化商品と不良債権が含まれていないことが分かっている場合 100%のリスク・ウェイトを不明部分に適用

内部格付手法 (IRB) におけるファンドの取扱い

